

新庄市特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

1. 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関するご意見

(1) 趣旨

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）では、子ども・子育て支援法第31条第1項の規定により市町村の「確認」を受けた幼稚園、保育所、認定こども園が「特定教育・保育施設」と位置づけられ、同時に新制度に移行し、施設型給付費の給付対象施設となります。

また、同条第2項には、市町村による確認の際、施設ごとの利用定員を審議会その他合議制の機関又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞いて定めなければならないとされています。加えて、新庄市子ども・子育て会議条例においても、特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見を述べるのが、当会議が行う事務として規定されています。

〈特定教育・保育施設の利用定員に係る意見聴取の根拠法令〉

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第31条 略

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

新庄市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第28号）

第3条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長が必要と認める事項を調査し、及び審議する。

特定教育・保育施設の確認事務に当たり、その前提条件となる各施設の「設置認可・認定」については、それぞれの施設に係る根拠法令に基づき、県が行うこととなっています。

この度の意見聴取の内容に関する概要を説明いたします。

現在、市内に設置されている2つの幼稚園のうち、1園が令和4年度から認定こども園（幼稚園型）へ移行する予定です。認定こども園化を目指している園については、その認定申請手続きも既に完了しており、県の審査を経た上で、令和4年3月中に認定される運びとなっています。また、各施設より、人口の減少に伴う児童数の減に対応するため、利用定員の変更希望が複数ありましたので、令和4年度当初の入所予定児童数及び人口の推移を勘案しながら、利用定員の変更に向けて調整を行っております。

認定こども園となる幼稚園に係る特定教育・保育施設への確認手続きに伴う利用定員について、また、各施設の利用定員の変更について関係資料を添えて、新庄市子ども・子育て会議の意見をお伺いするものです。なお、利用定員の設定及び特定教育・保育施設の確認につきましては、会議でのご意見を踏まえ、市がその責任において判断します。

(2) 対象施設

①確認申請

私立幼稚園 1園

特定教育・保育施設の確認を受けている園が認定こども園に移行し、特定教育・保育施設の確認を受けるもの

・確認予定年月日 令和4年3月下旬を予定

※令和4年4月1日からの事業開始予定

②利用定員の変更

私立保育園 2園

小規模保育施設 1所

認定こども園 3園

(3) 施設の概要

対象施設に係る施設の事業者、定員、設備、職員配置等についての概要は、認定こども園への移行については[別紙資料1](#)、既存施設の利用定員変更については[別紙資料2](#)をご覧ください。

2. 認可及び利用定員の設定並びに確認等に係る市の基本的考え方

(1) 施設の設置場所

新庄市子ども・子育て支援事業計画に定められた「教育・保育提供区域」については、市全域を1つの区域として設定されています。

また、この度の利用定員の設定に係る施設は、現在の所在地で運営を行うこととしていますので、現在利用している児童の通園等に影響を及ぼすものではないと考えます。

このことから、教育・保育提供区域内での施設の設置場所の偏りなどが生じることはありません。なお、施設の設置場所については、別添の配置図をご覧ください。

(2) 新庄市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策との関係

幼稚園から認定こども園への移行に伴う利用定員は1号（教育部分3歳から5歳児）利用定員90名のところ、1号（教育部分3歳から5歳児）の人数が45名減り45名、2号（保育部分3歳から5歳児）の人数が33名、3号（保育部分0歳から2歳児）の人数が6名増えるものです。利用定員は84名となり6名減となります。

他施設の利用定員変更に伴う利用定員の増減を加味すると、市全体の1号の人数が66名の減、2号の人数が35名の減、3号の人数が14名の減となります。

全体的な確保量を勘案すると、計画上許容される範囲内の数値となっているものと考えますが、新庄市子ども・子育て支援事業計画の最終年度である、令和6年度の確保内容との乖離が生じることになります。令和4年度に、新庄市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行うこととなっているため、確保内容についても、その際に見直しを行う予定としています。

≪利用児童数の実績と新庄市子ども・子育て支援事業計画における
教育・保育の必要量と確保内容（抜粋）≫ （単位：人）

		年 度	R3利用実績①			R6計画②		
		子ども区分	1号	2号	3号	1号	2号	3号
確保内容	給付対象	特定教育・保育施設	123	520	264	266	595	296
		地域型保育事業	—	—	52	—	—	75
	給付対象外	企業主導型保育施設	—	—	22	—	7	31
		認可外保育施設	—	—	9	—	—	15
合 計			123	520	347	266	602	417

		年 度	②-①			今回申請定員		
		子ども区分	1号	2号	3号	1号	2号	3号
確保内容	給付対象	特定教育・保育施設	143	75	32	△66	△35	△8
		地域型保育事業	—	—	23	—	—	△6
	給付対象外	企業主導型保育施設	—	—	9	—	—	—
		認可外保育施設	—	—	6	—	—	—
合 計			143	82	70	△66	△35	△14

※「R3年度利用実績」については、R3.4.1現在の在籍児童数です。

企業主導型保育施設については従業員枠+地域枠の合計人数です。

「今回申請定員」は、向陽幼稚園+各施設変更数の合計です。

このように、今回の申請に係る利用定員の設定は、1号、2号、3号ともに減員ではありますが、入所実態に合わせたものであり、翌年度以降に待機児童が発生するものでなく、新庄市子ども・子育て支援事業計画に支障をきたすものでないこと、また、確認基準と照らし合わせて適合する見込みであることから、確認及び利用定員の変更を承認したいと考えています。